# 令和４年度香美町青少年育成対策指針

青少年は、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在であり、全ての青少年が、自立した個人として健やかに成長するとともに、明るい未来を切り拓いていくことが期待されています。

政府は、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定し、その中で、青少年の育成支援を、社会全体で取り組むべき課題と位置付け、全ての青少年が健やかに成長し、自立・活躍できる社会の実現を目指しています。

しかしながら、青少年に関しては、依然、ひきこもりや不登校、少年非行、いじめ、児童虐待など社会全体で取り組まなければならない問題があります。近年は、スマートフォン等の急速な普及に伴い、青少年がインターネットを通じて犯罪に巻き込まれたり、ネット依存に陥り心身の健康を害する等の問題も深刻化しています。

また、コロナ禍での外出自粛や各種行事の中止など日常生活の活動制限に加え、部活動や課外活動の休止など学校生活の制限が続き、青少年を取り巻く環境に閉塞感や孤立感が生じ、青少年の健やかな成長に様々な影響を与えています。

これらの多様な問題の解決には、行政、青少年育成に関わる諸団体等が連携協力するとともに、地域住民一人一人の取組・参加を促すことにより、青少年を孤立させず、地域全体で支えていく社会を築くことが重要です。

兵庫県では、「青少年愛護条例」において、県民、保護者、行政の責務を定め、相互に協働して青少年の健全育成と保護に取り組むこととしています。

特に、インターネット利用対策として、青少年のネット利用に関するルールづくりを行うことへの支援や、ネット上の有害情報を閲覧することがないように、青少年が使用するスマートフォン等はフィルタリングを利用することを推進しています。

香美町においては、「第２次香美町総合計画」で次代を担う「こども」に焦点をあて、「こどもたちに夢と未来をつなぐまち」を町の将来像として総合的なまちづくりへの取組を進めています。また、教育に関しては、第２期香美町教育振興基本計画において、「ふるさと香美を愛し、夢や志を抱き、共に未来を切り拓く人づくり」を基本目標と定め、実現に向けた様々な取組を進めています。

「香美町青少年育成対策指針」は、学校・家庭・地域の取り組むべき施策の方向性を示すものです。香美町では、次のように３つの実践項目を設定し、青少年育成支援のための諸活動を実施することにより、青少年の健全育成について地域住民の理解を深めるとともに積極的な参加を促し、青少年育成活動の一層の充実と定着を図っていきます。

**３つの実践項目**

**１　教育の原点は家庭（保護者）にあることを自覚しよう**

（1）　まず、大人からあいさつをしよう。

（2）　「早寝・早起き・朝ごはん」などの規則正しい生活習慣を身に付けさせよう。

（3）　体罰によらない子育てをしよう。

（4）　スマホやゲームとの過剰な接触時間を見直し、家庭内のコミュニケーションを図ろう。

（5）　インターネットの適切な利用に関する親子間でのルールをつくろう。

## ２　生きる力を育てる場としての学校教育を推進しよう

（1）　個に応じた指導の充実を通して、児童生徒の「確かな学力」を育成しよう。

（2）　心の教育の充実といじめのない環境づくりを推進しよう。

（3）　体育の授業や部活動の充実を図り、体力の向上のための取組を推進しよう。

（4）　読書に親しむ機会を充実させるため、図書室の充実を図ろう。

（5）　ふるさとの人々と触れ合う中で子どもたちが豊かな感受性を育む「ふるさと教育」を推進しよう。

## ３　地域の子どもは、地域で守り育てよう

（1）　豊かな人間性や社会性、チャレンジ精神等を涵養し、「生きる力」を育むため、文化、スポーツ、レクリエーションなど様々な体験活動を積極的に推進しよう。

（2）　地域ぐるみであいさつをしよう。

（3）　登下校時の子どもの安全を確保するため、地域ぐるみの見守り活動を強化し、子どもたちを不審者から守ろう。

（4）　深夜外出や薬物乱用、喫煙、飲酒などの行動を未然に防止しよう。

（5）　インターネットの適切な利用に関する情報モラル教育を推進しよう。

（6）　学校・家庭・地域が連携し、地域への理解を深める「ふるさと教育」を推進しよう。

**令和４年度香美町青少年育成対策指針における「重点取組項目」について**

（1）　豊かな人間性や社会性、チャレンジ精神等を涵養し、「生きる力」を育むため、文化、スポーツ、レクリエーションなど様々な体験活動を積極的に推進しよう。

（2）　インターネットの適切な利用に関する情報モラル教育を推進しよう。

（3）　学校・家庭・地域が連携し、地域への理解を深める「ふるさと教育」を推進しよう。